

吹田市大気総量規制に係る使用計画届出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内における大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）に基づく総量規制に係るばい煙発生施設の使用計画に関する届出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領の用語の意義は、法の定めるところによる。

(ばい煙発生施設の使用計画の届出)

第3条 特定工場等設置者等（指定ばい煙に係る特定工場等を設置し、又は設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定工場等に係るすべてのばい煙発生施設（当該指定ばい煙に係るものに限る。以下同じ。）の使用計画について、市長に届け出るものとする。

- (1) 特定工場等を設置しようとするとき（工場又は事業場で、ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となる場合を含む。）。
 - (2) 特定工場等において、ばい煙発生施設を設置し、又は現に設置されているばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該指定ばい煙の処理の方法を変更しようとするとき。
 - (3) 特定工場等において、ばい煙発生施設の使用を廃止したとき。
 - (4) ばい煙発生施設の譲り受け等の承継があり新たに特定工場等となったとき又は特定工場等において一部のばい煙発生施設の譲り渡し等の承継があったとき。
 - (5) 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の中欄に掲げる施設（同令の改正により新たにばい煙発生施設となった施設に限る。）を設置している工場又は事業場が、当該指定ばい煙に係る特定工場等に該当しているとき。
- 2 前項第1号及び第2号に係る届出は原則として着工予定日の前日から起算して60日前までに、同項第3号及び第4号に係る届出は当該施設の使用を廃止した日又は承継があった日から30日以内に、同項第5号に係る届出は大気汚染防止法施行令の改正により新たにばい煙発生施設となった日から30日以内に、それぞれ行うものとする。
 - 3 第1項の規定による届出は、法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条又は第12条第3項の規定による届出と併せて行うものとする。
 - 4 第1項の規定による届出は、総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出書（別記様式）により行うものとする。
 - 5 前項の届出書の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出書

年 月 日

吹田市長 宛

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

吹田市大気総量規制に係る使用計画届出要領第3条の規定により、総量規制に係るばい煙発生施設の使用計画について、次のとおり届け出ます。

| | |
|-----------------------|---------|
| ふりがな | |
| 工場又は事業場の名称 | |
| 工場又は事業場の所在地 | |
| 担当部課名及び電話番号 | |
| いおう酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画 | 別紙1のとおり |
| 窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画 | 別紙2のとおり |

| | | |
|------------|--|------|
| ※整理番号 | | ※受付印 |
| ※受理年月日 | | |
| ※工場又は事業場番号 | | |
| ※審査結果 | | |
| ※備考 | | |

備考 ※の欄には記入しないこと。

別紙1 いおう酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画

| 施設番号 | 大気汚染防止法施行令別表第1の項番号 | 施設の種類 | 施設の設定年月日 | 原料の処理能力及び燃料の燃焼能力 (kL/h) (10³Nm³/h) (t/h) | 使用する原料及び燃料 | | | | 脱硫効率 | 燃料からのSOx排出量 (Nm³/h) | | 原料からのSOx排出量 (Nm³/h) | | 重油換算係数 | 原料及び燃料使用量の重油換算値 WSOx (kL/h) | | | | ※ 燃料使用量の重油重量換算値 (t/h) | 使用状況(交互・予備・休止・廃止) | ※ 通常の使用計画 | | | 備考 | |
|------|--------------------|-------|----------|--|------------|----------|---------|---------|----------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------|--------|--------------------------------|-----|---------------------------------------|-----|-----------------------|-------------------|----------------|---------------------------------|-----------------|----|----------------------|
| | | | | | 種類 | 混焼割合 (%) | 硫黄分 (%) | 液体燃料の比重 | | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | | W | | Wi | | | | 0.9 × (Wf+Wif) | 実燃料使用量 (kL/日) (10³ Nm³/日) (t/日) | 重油換算燃料使用量 (t/日) | | 燃料からのSOx実排出量 (Nm³/日) |
| | | | | | | | | | | | | | | | Wf | Wm | Wif | Wim | | | | | | | |
| | | | | | | | | | <1> | <2> | | | Wf | Wm | Wif | Wim | <3> | | <4> | <5> | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | SOx排出量 (Nm³/h) = <1> + <2> | | W = Wf + Wm | | Wi = Wif + Wim | | SOx許容排出量 Q (Nm³/h) | | ※ 燃料中許容S分 (%) = (Q - <2>) / (7 × <3>) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | WSOx (kL/h) = W + Wi | | Q (Nm³/h) | | ※ 使用燃料S分 (%) = <5> / (7 × <4>) | | | | | | | | | | |

- 備考 1 合計には、交互使用の施設のうちWSOxの小さいもの並びに予備、休止及び廃止の施設は含めないこと。
 2 「燃料使用量の重油重量換算値 (t/h)」の算定にあたっては、比重は原則として0.9とすること。
 3 SOx許容排出量の算定式は次のとおりである。I式： $Q = a \cdot W^{0.85}$ 、II式： $Q = a \cdot W^{0.85} + 0.3 \times a \cdot \{ (W + Wi)^{0.85} - W^{0.85} \}$
 4 「使用する原料及び燃料」の「種類」が灯油、液化石油ガス又は都市ガスのみであるときは、※印の欄の記載は省略することができる。

